

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の概要

## 1. 趣旨

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第48号）により改正されたプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「新法」という。）において、自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物がプログラム登録がされた著作物であることの証明（以下「同一性証明」という。）を請求することができる制度が創設された。（新法第4条）

これに関し、新法において政令に委任された事項、及び政令改正により省令に委任された事項に関する規定の整備を行う。

## 2. 政令の改正概要

### （1）同一性証明の請求手続

新法第4条第1項では、同一性証明に係る手続について政令に委任することとしている。その手続として、請求に係るプログラムの著作物が記録された記録媒体に添えて、同一性証明の請求書（①請求者の氏名及び住所等、②代理人により請求するときは代理人の氏名及び住所等、③登録プログラム著作物の登録番号を記載）や、添付書類（①新法第4条第1項に規定する利害関係を有することを疎明する資料、②代理人の権限を証明する書類）を提出することについて定める。

また、同一性証明の請求者が提出するプログラムの著作物の記録媒体は、磁気ディスクであって、記録されたプログラムの著作物の改変の防止又は抑止の措置が講じられているものとする。（当該措置の具体的な内容については文部科学省令に委任（下記3.（2）参照））

### （2）文化庁長官（指定登録機関）による証明手続

文化庁長官（指定登録機関）は、同一性証明をした場合には、請求者に証明書を交付するとともに、請求時に提出されたプログラムの著作物の記録媒体又は記録媒体を封入した包装若しくは容器（以下「記録媒体等」という。）に一定の表示を付して返送することとする。（当該表示の具体的な方法については文部科学省令に委任（下記3.（3）参照））

また、同一性が認められなかった場合には、請求者にその旨通知することとする。

### **(3) 同一性証明に係る手数料の額**

新法第4条第2項では、同一性証明の手数料の額について政令に委任することとしている。

なお、登録されたプログラムの著作物の記録媒体が磁気ディスクである場合とマイクロフィルムである場合とで同一性証明に要する費用が異なることから、手数料を分けて規定する。

#### **① 磁気ディスクの場合**

請求1件につき、31,100円

#### **② マイクロフィルムの場合**

請求1件につき、31,100円にマイクロフィルム1つ当たりの単価額にマイクロフィルムの数を乗じて得た額及び30,000円を加えた額（単価額については上限を1万円として文部科学省令に委任（下記3.(4)参照））

### **3. 省令の改正概要**

#### **(1) 同一性証明に係る様式等**

同一性証明の請求書は所定の様式により作成するものとする。また、請求書及び請求書の添付書面は日本語で書かれるものとし、請求者が新法第4条第1項に規定する利害関係を有することを疎明する資料や、同条第2項に規定する代理人の権限を証明する書面が外国語で書かれたものであるときは、その翻訳文を添付するものとする。

#### **(2) 同一性証明の請求時に提出する磁気ディスクの改変を防止等するための措置**

上記2.(1)の改変の防止又は抑止の措置は、磁気ディスクに一度記録が行われたら記録の上書きを不可能とする処理が講じられていることとする。

#### **(3) 同一性証明の請求者に返送する記録媒体等に表示を付す方法**

上記2.(2)により記録媒体を返送する際は、①登録されたプログラムの著作物の登録番号、②同一性証明の請求者の氏名又は名称、③同一性証明請求の年月日、④同一性証明を行った年月日を記載した書面を記録媒体等に貼り付けることとする。

**(4) 登録されたプログラムの複製物がマイクロフィルムに記録されている場合の同一性証明に係る手数料**

上記2.(3)②のマイクロフィルム1つ当たりの単価額はマイクロフィッシュについて定めることとし、次の表のとおりその枚数に応じて定めることとする。

マイクロフィッシュの枚数	単価額
50枚までの部分	4,000円
50枚を超え250枚までの部分	1,000円
250枚を超える部分	500円

また、同一性証明に係る手数料は、登録手数料と同様に、登録事務規程で定めるところにより納付するものとする。

**(5) プログラムの著作物が複製されたマイクロフィルムの種類**

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令第1条のマイクロフィルムについて、日本産業規格に該当するA6判マイクロフィッシュ又は文化庁長官が定める基準に該当するマイクロフィルムと定められているところ、日本産業規格に該当するA6判マイクロフィッシュのみとする。

**(6) 指定登録機関に備える帳簿の記載事項**

新法第18条第1項において、指定登録機関は帳簿を備え、文部科学省令で定める事項を記載しなければならないこととされているところ、プログラムの登録事務に係る事項のほか、同一性証明に係る事項を帳簿記載事項に加えることとする。

**(7) その他**

同一性証明の請求書の様式を定めることのほか、法改正に伴う所要の規定の整理を行う。

**4. 施行期日**

令和3年6月1日